

議案第 1 4 号

狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市自転車駐車場条例（平成 2 1 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表無料駐車場の部を次のように改める。

無料駐車場	稲荷山公園駅第 1 自転車駐車場	狭山市稲荷山 1 丁目 7 番地
	稲荷山公園駅第 2 自転車駐車場	狭山市稲荷山 1 丁目 2 8 番地
	第 1 1 自転車駐車場	狭山市大字南入曽 5 9 4 番地 3
	入曽駅東口自転車駐車場	狭山市大字南入曽 6 3 4 番地 1
	入曽駅西口自転車駐車場	狭山市大字南入曽 8 7 8 番地 3
	新狭山駅自転車駐車場	狭山市新狭山 1 丁目 2 1 番地

第 2 条 狭山市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表無料駐車場の部第 1 1 自転車駐車場の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 9 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正前の狭山市自転車駐車場条例第 2 条に規定する第 1 1 自転車駐車場に係る第 1 3 条に規定する違反自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新たに入曽駅西口自転車駐車場を設置し、第 1 1 自転車駐車場を廃止するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。